

子どもの権利を擁護する第三者機関 「こどもコミッショナー」について

世界の国内人権機関を学ぶ
～子どもを守る第三者機関はなぜ必要なのか

2025年12月2日

文京区議会 子ども・子育て支援調査特別委員会

日本総合研究所 池本美香

自己紹介

子ども・女性政策の調査研究（保育、教育、労働、社会保障等）
90年代のニュージーランド視察で子どもコミッショナー訪問
改めて子どものための権利擁護機関について調査・執筆

「子どもの権利保護・促進のための独立機関設置の在り方」日本総合研究所「JRIレビュー」2022 Vol.2, No.97

「子どもコミッショナーの設置を急げ—ニュージーランドとイギリスの事例からの示唆—」日本総合研究所「ビューポイント」No.2024-001

「子ども守る独立機関、設置を」信濃毎日新聞2022年7月31日付

子どもコミッショナーとは何か

国際人権条約に認められている権利実現のために、
国連は**人権の促進・擁護のための国家機関（国内人権機関）**の設置を求めている。
1989年に国連で採択された「**子どもの権利条約**」も国際人権条約の一つ。

国内人権機関の主な役割 ①**人権教育**、②**人権救済**、③**政策提言**

1993年 国連総会決議「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）

政府、議会その他関連当局に意見、勧告、提案するため、調査などの権限、
財政上の自立、公的な任命手続きにより、**独立性**を確保することが重要

2002年 **国連子どもの権利委員会一般的意見2号**

「子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割」

子どもは大人に比べ権利侵害を受けやすく、救済機関へのアクセスも難しいため、
子どもの権利条約の実施を促進し、監視する独立機関が「すべての国に必要」

国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）

権限と責任を通じての独立性
1. 国内人権機関には、人権を伸長及び保護する権限が付与されること。 2. できる限り広範な職務を与えられ、その構成と権限の範囲は、憲法または法律で定められること。 3. 人権の促進、保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。
構成の多元性の保障
国内人権機関の構成と構成員の任命は、人権にかかわる社会集団の多元的な代表を確保できる手続きにより行われること
財政上の自立を通じた独立性
その活動を円滑に行える基盤、特に財源をもち、政府の財政統制の下に置かれず、自らの職員と建物を持つことを可能とすること。
任命及び解任手続きを通じての独立性
真の独立の前提である構成員の安定した権限を確保するため、一定の期間を定めた公的な決定によって任免されること。
活動の方法
1. 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。 2. 調停を通じての解決を図ること。 3. 法律、規制、行政慣行の改正や改革を勧告すること。

(資料) 日本弁護士連合会「急がれる政府から独立した国内人権機関の設立—国内人権機関に関する 10 のFAQ」
(<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkikan10FAQ.pdf>)

海外における設置状況

ユニセフ調査 2012年時点70か国以上、地域レベルを含めれば200カ所以上

3分の1は子どもの権利に特化した**単独の機関**

3分の2は**広範囲型の国内人権機関**、そのうち半分は子どもの権利**担当部局**

国内人権機関のネットワーク **GANHRI** (Global Alliance of National Human Rights Institutions) 参加国 2025年4月現在 118

単独の機関、および国内人権機関の子どもの権利担当部局が、

子ども（子ども・若者、子どもの権利）**コミッショナー**（オンブズマン、オンブズパーソン、オンブッド、アドボケイト、委員会など）と呼ばれる。

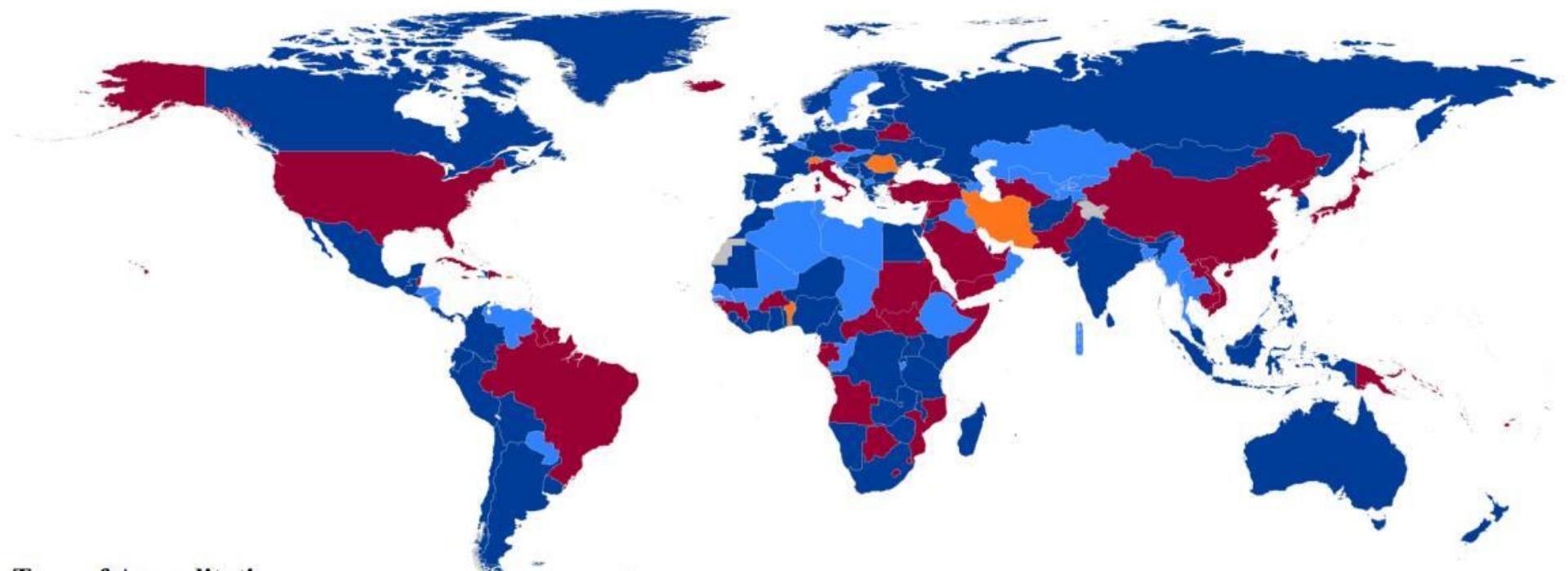
欧洲では子どもの権利擁護のための独立機関のネットワークが1997年に結成

ENOC (The European Network of Ombudspersons for Children)

国内人権機関の設置状況



Accreditation of National Human Rights Institutions
Last Updated: 20 January 2021



A - Compliant with [Paris Principles](#) B - Not fully compliant with the Paris Principles C - No status D - No application for accreditation

ヨーロッパにおける子どものための独立した人権機関の設置国・地域

設置年	設置数	設置国・地域
1980～84年	1	ノルウェー
1985～89年	1	ヴェネト（イタリア）
1990～94年	4	オーストリア、ベルギー、デンマーク、スウェーデン
1995～99年	3	アイスランド、スペイン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
2000～04年	17	アルバニア、クロアチア、フランス、ジョージア、ギリシャ、アイルランド、コソボ、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、北アイルランド（英國）、ポーランド、ロシア連邦（行政区画）、スコットランド（英國）、スロベニア、ヴォイヴォディナ（セルビア）、ウェールズ（英國）
2005～09年	13	アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、イングランド（英國）、フィンランド、ハンガリー、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ポルトガル、ロシア（國）、セルビア（國）
2010年以降	4	エストニア、イタリア（國）、オランダ、ウクライナ

(資料) UNICEF [2013] Championing Children's Rights: A global study of independent human rights institutions for children Table 17.1

(注) 広範囲型の国内人権機関の場合、子どものためのコミッショナーや部局が設置された年。

ENOC (The European Network of Ombudspersons for Children) の正会員の要件

- ・ その機関は議会に承認された**法律によって設立**され、独立性が確保されている。
- ・ その機関は子どもの権利の保護・促進の役割を持つ。その役割が法律によって定められている。
- ・ その役割に関して議題を設定するにあたって、また**パリ原則**やENOC基準にある役割を実行する上で、妨げになる法律上の規定がない。
- ・ その機関は、**子どもの権利の保護・促進に特化した人もしくは委員会**が含まれなければならない。
- ・ オンブズパーソン、コミッショナー、委員会のメンバーの**任命に関する手続き**は、**法律によって**、任期や継続などについて定められなければならない。

その機関は、独立している場合と国あるいは地域レベルの人権機関内にある場合があるが、いずれの場合にも上記をすべて満たす必要がある。

(資料) ENOC's Standards for Independent Children's Rights Institutions (<http://enoc.eu/wp-content/uploads/2015/01/ENOC-Standards-as-approved-Paris-01.pdf>)

海外の子どもコミッショナーの具体的な活動

人権教育：子どもと子どもと関わる大人に対する権利条約の周知

人権救済：最終的な相談窓口、情報提供

政策提言：コロナ禍の影響調査、病院の子ども調査、いじめ調査、ICT影響調査

犯罪歴チェック制度も子どもコミッショナーの調査・提案から

議会や行政への働きかけ、年次報告書（子ども版も）

メディアで積極的に発信（コメント、プレスリリース）

人 or 委員会

ニュージーランドはコミッショナーから委員会に変更、再びコミッショナーへ

国会内 or 行政府内

スコットランド：独立性確保の観点から、国会の予算で運営

ニュージーランド：行政府内に置く場合は、独立性が確保できる制度設計が必須⁹

各国の子どもコミッショナーのウェブサイト

- ニュージーランド Children and Young People's Commission
<https://www.manamokopuna.org.nz/>
- イングランド Children's Commissioner for England
<https://www.childrenscommissioner.gov.uk/>
- スコットランド Children and Young People's Commissioner Scotland
<https://www.cypcs.org.uk/>
- アイルランド Ombudsman for Children
<https://www.oco.ie/>
- フィンランド Ombudsman for Children
<https://lapsiasia.fi/en/front-page>
- ノルウェー Ombudsperson for Children
<https://www.barneombudet.no/english/>
- スウェーデン Ombudsman for Children
<https://www.barnombudsmannen.se/>

「コミッショナー」と「オンブズマン」の違いは何か

海外の多くの国には、国内人権機関とは別に、

行政機関に対する市民からの苦情に基づく調査や、独自調査をもとに、

必要な勧告を行う「**オンブズマン**」と呼ばれる機関がある

1987年 **国際オンブズマン協会** (International Ombudsman Institute: IOI) 設立

2021年 100か国以上200を超えるオンブズマン機関が参加

国によっては行政監視機関以外に「**オンブズマン**」という名称の使用を禁止

例えば、ニュージーランドでは、

オンブズマン：自治体、児童養護施設、学校理事会に対する苦情を受け付け

子どもコミッショナー：民間の活動に対しても苦情を受け付け、調査・勧告

国内人権機関：子どもに関する差別も扱う (School Uniform Guidelinesなど)

日本の状況と国連からの勧告

国内人権機関 未設置

1998年以降、国連の自由権規約委員会から、設置が勧告されている。

子どもの権利の保護・促進のための独立機関 未設置

国連子どもの権利委員会から何度も是正勧告を受けている。

政府は国連子どもの権利委員会に対して**人権擁護委員制度**で十分と主張

(1948年に「世界に比類のない独特的の制度としてスタートした」、一般市民から法務大臣によって委嘱された人権擁護委員が、**ボランティア**の立場で人権相談などの活動を行う制度)

1994年度に委員約14,000人のうち515名を「**子どもの人権専門委員**」に指名

国連から「政府からの**独立性**並びに**権威及び力を欠いて**いる」、「独立の監視メカニズムを確立するため、必要な措置をとること」との勧告

2008年 子どもの人権専門委員廃止

子ども大綱に明記されなかった子どもコミッショナー

2023年　子ども家庭審議会基本政策部会における「子ども大綱」の検討
部会の意見聴取での**元国連子どもの権利委員会委員長**大谷美紀子氏が「独立の監視メカニズムとしてコミッショナーの役割は非常に大きい」と発言

これに対し政府は

「**個別の権利救済は自治体の事務**であるというのが政府の立場であります。
(中略) いわゆる子どもコミッショナーをどうするかという議論があった
わけですけれども、**子ども基本法に盛り込まない形**で与野党を超えた賛成
を得て**可決・成立**をしています」第5回子ども家庭審議会基本政策部会

「子ども家庭審議会が子どもの視点に立って施策や制度の改善提案を行う
ことは 36 ページ目で明記しているところであります。なお、**子ども家庭審
議会がある中で、同じような政策提言機能を持つ別の機関を置くことは法
制的に想定し難いものと認識**しています」第9回子ども家庭審議会基本政策部会

子どもの権利の保護・促進のための独立機関を設置した自治体

設置時期	自治体数	自治体名
2000年以前	1	兵庫県川西市
2000～2004年	3	神奈川県川崎市、埼玉県、岐阜県多治見市
2005～2009年	8	秋田県、福岡県志面町、東京都目黒区、愛知県豊田市、三重県名張市、北海道札幌市、福岡県筑前町、愛知県岩倉市
2010～2014年	13	東京都豊島区、愛知県日進市、福岡県筑紫野市、愛知県幸田町、福岡県宗像市、北海道北広島市、愛知県知立市、東京都世田谷区、青森県青森市、長野県松本市、北海道士別市、栃木県市貝町、兵庫県宝塚市
2015～2019年	8	長野県、栃木県那須塩原市、神奈川県相模原市、三重県東員町、北海道芽室町、東京都国立市、福岡県川崎町、東京都西東京市
2020年以降	24	愛知県名古屋市、山梨県甲府市、兵庫県尼崎市、福岡県那珂川市、東京都江戸川区、東京都中野区、東京都小金井市、静岡県富士市、埼玉県北本市、愛知県瀬戸市、福岡県田川市、山梨県、新潟県新潟市、青森県むつ市、東京都日野市、東京都北区、東京都武蔵野市、福岡県糸島市、北海道石狩市、東京都杉並区、大阪府泉南市、千葉県千葉市、滋賀県、三重県桑名市
計	57	

(資料) 子どもの権利条約総合研究所 (<http://npocrc.org/data>)

(注) 2025年4月現在。設置時期は条例における子どもの相談・救済機関条項の施行日。

子どもの権利実現に向けた原動力が弱い日本の現状

●広範囲型の国内人権機関も子どもの権利に特化した単独機関もいずれもない

子ども大綱では、子どもを「権利の主体」と位置づけたものの、子どもの権利を擁護する第三者機関の設置については明記されず、

●行政機関に対する苦情を受け付ける「オンブズマン」も未設置

総務大臣から委嘱される**無報酬ボランティアの行政相談委員**が、行政に関する苦情や相談を受け付け、助言や関係行政機関に通知などを行っているが、海外からはオンブズマンではないとの指摘も

●保育者団体、教員組合などの**現場からの政策提言活動**が弱まる傾向

●NPOやシンクタンクの提言が少ない

●メディア、政治、教育にも課題

子ども家庭庁を設置しても、その活動を監視し、子ども家庭庁のもとで実施される行政サービスに対する苦情受付、調査、勧告機能が不在

日本では海外にある子どもの権利を守る制度自体が整っていない

- ◆教育の質をチェックするため国の機関が全施設を定期的に評価し結果を公表

イギリスのOfsted

(<https://www.gov.uk/find-ofsted-inspection-report>)

ニュージーランドのERO

(<https://www.educationcounts.govt.nz/find-an-els>)

評価結果は保護者の園選びに活用されている

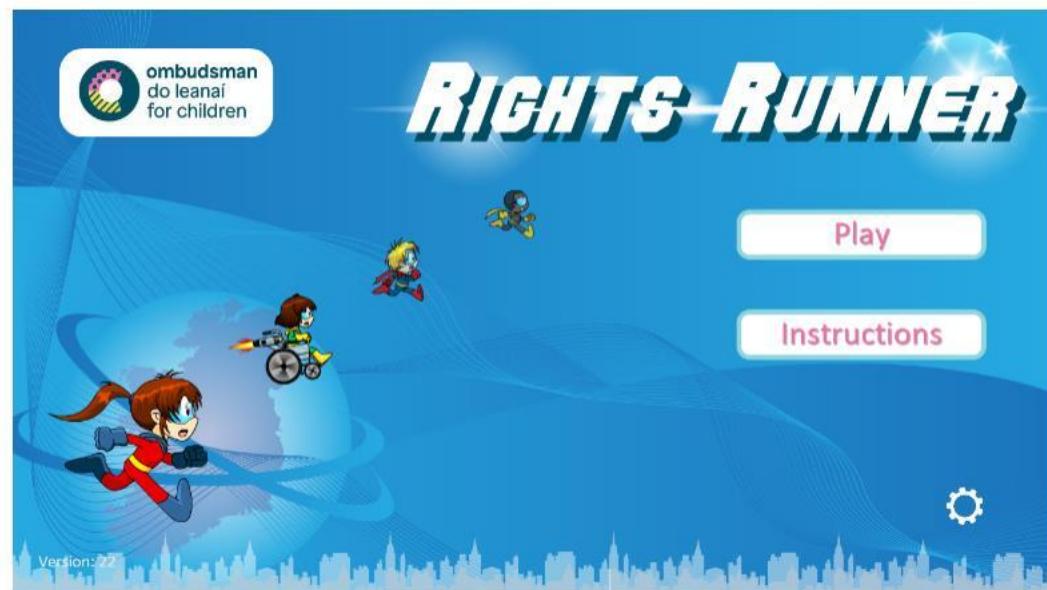
- ◆保育者採用時の犯罪歴チェック等を義務化する国が多い

ニュージーランドは保育者の免許更新時にもチェックされる

- ◆生徒の学校運営参加

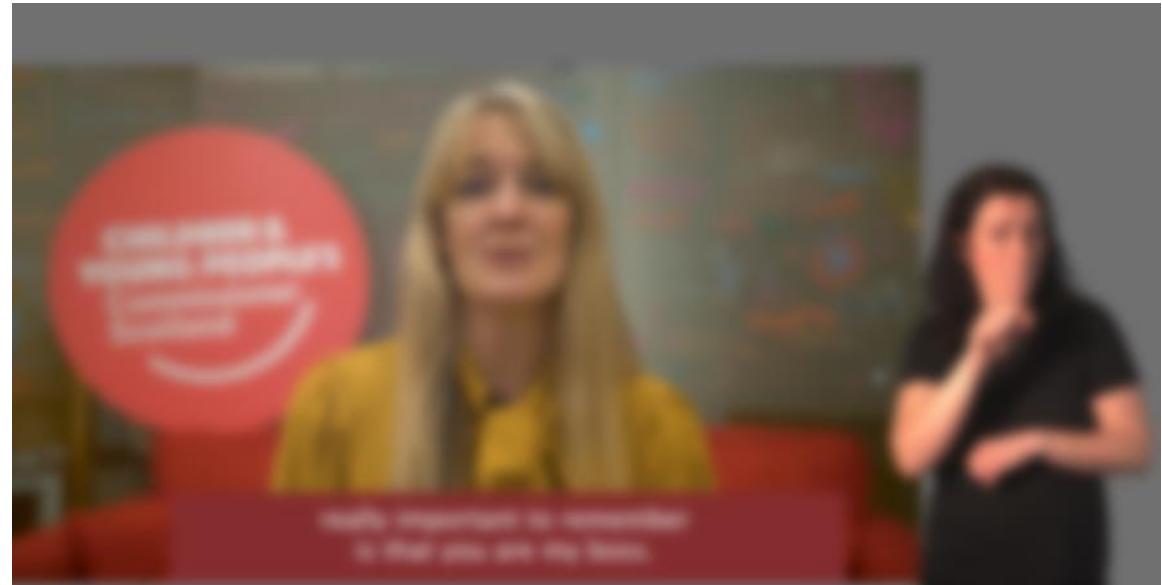
ニュージーランドでは生徒代表を毎年選挙で選出、意見反映

子どもがオンラインゲームをしながら権利について学べる仕掛け（アイルランド）



(出所) <https://www.oco.ie/itsyourright/game>

スコットランドの子どもコミッショナー
～コミッショナーの上司は子どもたち～
(手話通訳付きの動画)



(出所) <https://vimeo.com/1082491550?fl=pl&fe=sh>

イングランドの子どもコミッショナー
子どもの声を常時集めるサイト
ポッドキャストで様々テーマで発信



(出所) <https://www.childrenscommissioner.gov.uk/the-big-conversation/>

1. What would you like the Children's Commissioner to know about growing up in England?

2. If you were the Prime Minister what would you do to make England the best place to be a child?



子どもの声を届ける方法について紹介（イングランド）

How to get involved and make a difference



The Big Conversation Survey

[Click here to have your say and tell me about your experiences and what you think needs to change.](#)



Local Council & MP

You can go online to see if your [local council](#) has a Youth Council, or you can write to [your MP](#) about an issue you really care about.



Youth Voices Forum

[If you're aged 13+ you can join my Youth Voices Forum by clicking here](#), for more opportunities to have your say on important issues.



Youth Ambassadors

[Meet my Youth Ambassadors and read about their big ambitions for children in England.](#)



School Council

You can get involved with your school council if it has one – this is a great way to think about what more schools can do to make a difference.

学校協議会、
自治体のユースカウンシル、
地元の国会議員に手紙を書く、
ユースアンバサダーとしてコミッショナーとともに活動するなど

イングランドの子どもコミッショナー 全国対象のアンケート調査結果を地域別に紹介



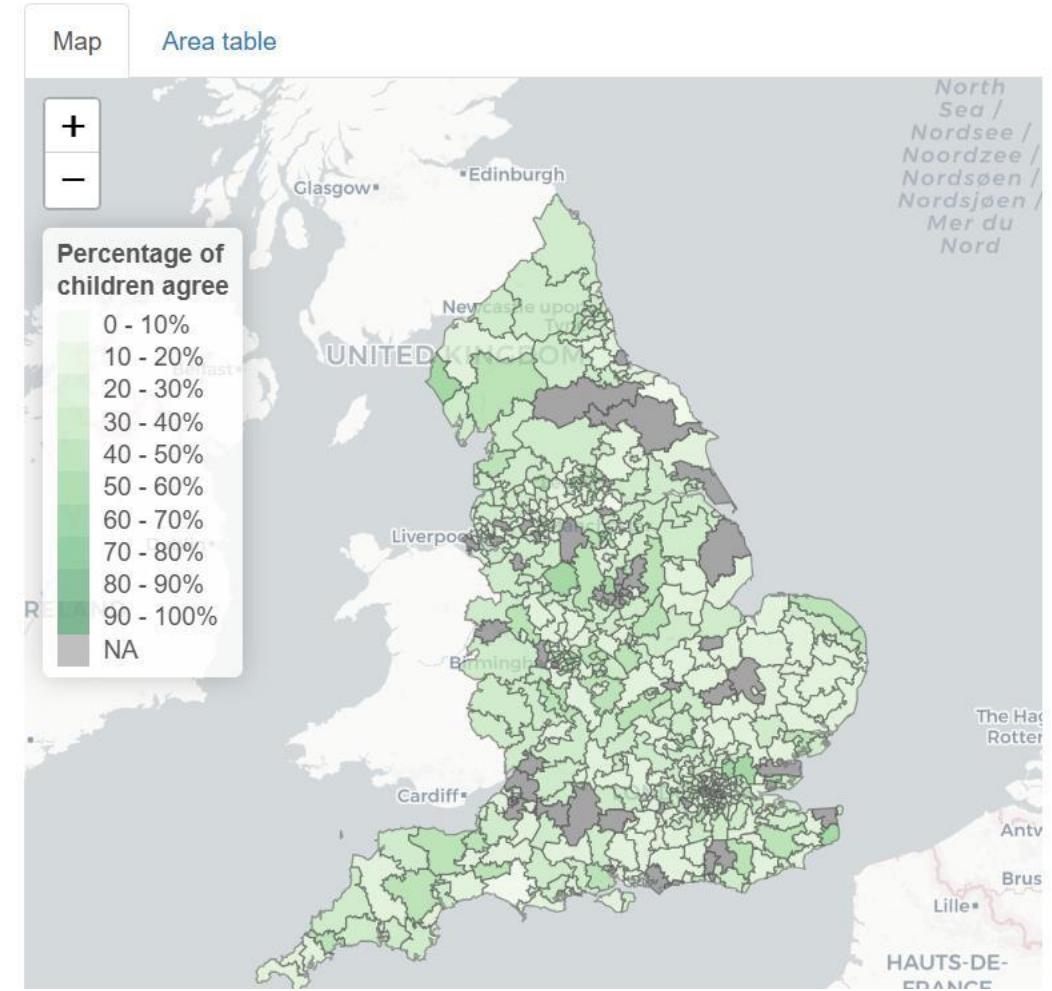
Geographical level
Parliamentary constituency ▾

Select statement
Better World - People who run the country listen to your views

Choose your area (type to search)

Children want their voices listened to on how to tackle key issues facing children. Nationally, 22% of children agreed to the statement 'People who run the country listen to your views'.

This ranges from 8% in Cambridge to 53% in Sheffield Brightside and Hillsborough.



(出所)

<https://www.childrenscommissioner.gov.uk/the-big-ambition/the-big-ambition-local-area-maps/>

子どもコミッショナーの活動（ニュージーランド）

- 子どもに会って声を聴く、声を集めて政策に反映させる
教育改革についての意見募集など

(<https://www.manamokopuna.org.nz/publications/submissions/changes-to-ncea-need-your-say/>)

- メディアリリース

取材に対応し、子どもの問題に注目を集める

(<https://www.manamokopuna.org.nz/publications/media-releases/>)

- 議会で法案などに対して意見書を提出

(<https://www.manamokopuna.org.nz/publications/submissions/>)

- 子どもコミッショナーとしての方針、立場についての文書も公開

(<https://www.manamokopuna.org.nz/publications/policies/our-policy-positions/>)

子どもコミッショナーには女性が就任する傾向

写真や動画で子どもに存在を認識してもらう

子どもが緊張せずに話せる、自分の味方と思える雰囲気が重要

バックグラウンドは、教師、保育者、ソーシャルワーカー、

児童学会会長、判事など、子どもに関する経験を持つ人が多い

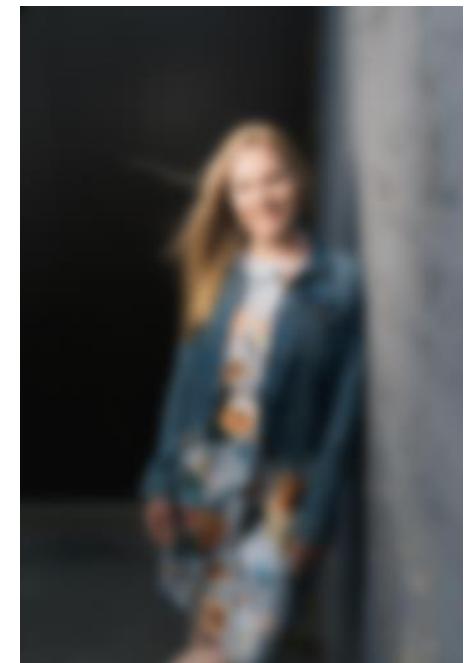
右) フィンランド



(出所) <https://lapsiasia.fi/en/ombudsman-for-children>

左) ノルウェー

(出所) <https://www.barneombudet.no/om-barneombudet>



子どもコミッショナー設置の経緯 《ニュージーランド》

1977年 国内人権機関設置

1979年の国際児童年までに子どものための独立機関設置のアイディア

1989年 子ども・若者・家族法により子どもコミッショナー設置

機能不全家族から子どもを救出する児童保護が行政の過度の干渉、人権侵害だとして、家族の意思を尊重する制度（家族が子どもの処遇決定にかかわる Family Group Conferenceなど）を導入。その際、家族の意思尊重に傾きすぎないために、子どもの代弁者機能として設置。

その後、児童保護制度の監視から、苦情の多い教育など幅広い活動へと発展

2003年 単独の子どもコミッショナー法制定

政府からの独立性や、子どもの権利条約を促進する任務などが強化された

2022年 従来の単独のコミッショナーによる体制を、複数のコミッショナーを置くコミッッション（委員会）体制に変更

児童保護施設等の監視機能を分離、コミッショナーの役割を政策提言機能に縮小 (Children and Young People's Commission Act 2022)

ニュージーランドの歴代子どもコミッショナーの主な活動①

	任期	名前	経歴	任期中の活動内容
1	1989-1994年	イアン・ハッサル博士	小児科医	設立を支援。任期中、子どもの健康と法的権利の重要性を強調。児童青少年サービス(CYPS)を監視するためのフレームワークの確立とデータ収集システムの改善に取り組む。
2	1994-1997年	ローリー・オライリー	家庭裁判所の弁護士、里親、ストリート チルドレンと協力してドロップインセンターを運営	特に教育と司法制度における子どもの権利に焦点を当て、警察、家庭裁判所、刑事裁判所、学校、CYPSに対する公の批判と個人の擁護に力を入れた。寄せられる苦情が急増した。
3	1998-2003年	ロジャー・マクレイ	教師、政治家	非政府組織や国会議員との関係を築き、政策立案への関与が顕著に增加了。子どもを暴行した親を擁護する犯罪法第59条の廃止を提唱。
4	2003-2009年	シンディ・キロ博士	学界、ソーシャルワーカー、コミュニティエンゲージメント、マオリ開発	先住民マオリ初、女性初の子どもコミッショナー。家庭内暴力や子どもの貧困などの社会問題に注力。犯罪法第59条の廃止を提唱。児童青少年家族サービス(CYFS)のモニタリングフレームワークを確立。事務局の国際関係も強化した。
5	2009-2010年	ジョン・アンガス博士	ソーシャルワーカー、社会政策アドバイザー	2年間の任期で国連子どもの権利条約に関する報告書の作成とCYFSのレビューの実施に焦点を当てた。新しい大臣と政権交代の時期と重なる。

(資料) <https://www.manamokopuna.org.nz/about/history-of-the-office/>

ニュージーランドの歴代子どもコミッショナーの主な活動②

任期	名前	経歴	任期中の活動内容
6 2011- 2016年	ラッセル・ ウィルズ博士	小児科医	任期中、ホークスベイ病院にも勤務。子どもの貧困と子どもの保健サービスに取り組む必要性を強調。オタゴ大学やJRマッケンジー・トラストと共に「子どもの貧困モニター」を設立。
7 2016- 2021年	アンド リュー・ベ クロフト判 事	青年裁判所の首席判事	子どもの貧困に対する大胆な行動、先住民マオリに対する差別的な保護制度の改革、刑事責任の最低年齢の引き上げを訴えた。「良い生活を作るものは何か」について6,000人以上の子どもの声を集めるプロジェクトを実施。政府の子どもと若者の福祉戦略の開発を支援。
8 2021- 2023年	フランシ ス・アイ バース判事	地方裁判所の判事	2021年11月に子どもコミッショナーに就任。マオリ、女性で二人目。2022年児童・青少年委員会法に基づき、2023年7月から主任子どもコミッショナーに。ケアと保護、青少年の司法制度における子どもの権利擁護者であり、これらの施設の閉鎖と、マオリによるマオリのアプローチを求めた。
9 2023年 以降	クレア・ア フマド博士	国際子どもの権利法の博 士号取得、海外の児童 NGOや国際機関で勤務	2023年7月から副主任子どもコミッショナー、同年11月から主任子どもコミッショナー。

(資料) <https://www.manamokopuna.org.nz/about/history-of-the-office/>

自治体への期待

財源や人材不足で自治体レベルでの設置は困難

→ 国レベルでの設置が必要

権利擁護委員の数は3人が最も多い

→ 顔が見える単独制が検討できなか

個別救済が中心

→ 政策提言、調査、メディアリリースなどの機能

コミッショナー以外の制度づくり

→ 若者議会、オンブズマン、学校評価制度など

コミッショナーは孤独

→ 他の自治体などと連携が必要

令和6年度 こども家庭庁委託事業

こども・若者権利影響評価及び相談救済機関にかかる
調査研究 報告書

こども・若者権利影響評価及び相談
救済機関にかかる調査研究 報告書

国レベルの子どもコミッショナー設置に向けて

子どもの権利条約批准国に求められているのは

- ・子どもの政策に責任を持つ**部局**（こども家庭庁）
- ・子どもの権利について定めた**国内法**（こども基本法）
- ・条約の実施を促進し、監視する**独立機関**（子どもコミッショナー）

の3点セット。

こども基本法制定とこども家庭庁創設だけで安心してはいけない

子どもコミッショナー設置は、政府が子ども政策を強力に進める覚悟があるのかを問う試金石であり、**子ども政策推進の本丸**

イングランド、韓国では、幅広い市民や団体の**長年の運動、子どもたち自身による運動**により人権機関の設置、独立性の維持が実現してきた経緯

日本でも、多様な立場から声を上げ、連携して行動を起こすべき

子どもコミッショナー設置の経緯《イングランド》-1

1991年 イギリスが権利**条約を批准**、同年の**ピーター・ニューウェル**の著書
「子どもたちと真剣に向き合う—子どもの権利コミッショナーの提案」
(Taking Children Seriously—a Proposal for a Children's Rights Commissioner) 刊行

1992年 総選挙で労働党が子ども大臣とコミッショナー設置を公約に掲げた

1997年 政権に就いた労働党が公約を取り下げ

2000年 ニューウェルの著書改訂版 設置に賛同する100団体のリスト

イングランド子どもの権利同盟 (CRAE) : Children's Rights Alliance for England) による反対意見に対する明確な回答の準備と活発なロビーイングの展開

若者による運動を支援する動き

CRAEは全英児童虐待防止協会 (NSPCC) から資金を得て、若者による運動団体 (Right Here Right Now) を立ち上げ。CRAEはUNICEFと共に、若者が子ども大臣に質問するなどのイベントなども行った。

子どもコミッショナー設置の経緯《イングランド》-2

2000年 子ども関連の慈善団体のコンソーシアムによってロンドンに3年間限定で**子どもコミッショナー設置**

2000年 複数の公的支援機関がかかわりながら 8 歳の子どもが悲惨な虐待で死亡した事件の調査報告書が、児童虐待を防ぐ取り組み強化とあわせて、子どもコミッショナーの設置を提言

**2005年 新しい子ども法 (Children Act 2004) によりイングランドの子ども
コミッショナー設置**

法案審議段階に、CRAEは国會議員に手紙を送って法案の不備を指摘するなどの活動を展開。下院で僅差で反対が上回り、英國の他のコミッショナーと比べて独立性や権限が極めて限られたものに。

CRAEは**設置後も引き続き法改正を求め**、就任した子どもコミッショナーに運動への理解を求めたり、コミッショナー設置の評価を行うなどの活動を展開

2014年子ども家族法により、子どもコミッショナーの**権限、独立性が強化**

子どもコミッショナー設置に対する批判と設置運動団体の回答①

寄せられる批判的な質問	回 答
単に不必要的官僚組織を作るだけではないか。	コミッショナーは政府の一部として置かれるのではありません。明確に定義された権限と役割を持ち、政府からは独立して活動します。主な役割は、現在あるあらゆるレベルの官僚組織が子どものためにより効果的に働くよう提案することです。政府がコミッショナーを不要だと主張するのは自己満足であり、英国の子どもの状況を見ればそうした自己満足は全く不当だと言えます。
子どもの権利条約に責任を負っているのは政府で、政府自らが義務を果たすべきであり、独立した機関を設置すべきではない。	国際法上、条約を実現する義務は国にあるというのはその通りです。独立した組織をつくるというアイディアは、政府の仕事を政府に代わって行う新たな機関をつくるのではなく、政府が子どものために義務を果たしているかを評価し、子どもの視点を提供し、必要があれば子どもの声を代弁する独立した機関をつくることです。
お金は子どものサービスや子どもの生活を改善するために使った方がよい。	これは全くその通りです。英国で非常に多くの子どもが貧しい生活を送っており、命や発達の権利が損なわれている状況においては特にそうです。しかし、コミッショナーを設置するのにかかる費用は、問題が生じた子どもに対するサービス（児童保護、少年犯罪者、不健康、事故など）にかかる何十億ポンドもの費用と比べれば非常に小さいものです。他の国の経験からは、法律や政策、現場の実践が改善され、非常に費用対効果が高く、子どもの生活の質が改善することがわかっています。
政府が設置し補助する組織よりも、非政府組織の方がより独立してよい仕事をすることができます。	NGOは重要ですが、コミッショナーのような法律で定められた権限や義務はありません。NGOが連携したとしても、法律で定められた組織のような権限は持てません。議会の法律に基づき政府によってつくられた組織は、公的資金も得ており、ある意味独立していませんが、独立というのは絶対ではありません。（英國の主なNGOの多くは政府の補助を受けています）コミッショナーの詳細な提案では、国内人権機関の国際的な原則に従って、任命や活動で独立性を最大化することが考えられています。

子どもコミッショナー設置に対する批判と設置運動団体の回答②

寄せられる批判的な質問	回 答
すでに様々な人権組織がある。なぜ子どもに特化した組織が必要なのか。	子どもは発達段階にあり、政治的な力がなく、法制度を使うことにも困難が伴うことから、子どもの人権の促進や保護に特別な注意を払うことは正当化されます。子どもの人権に焦点を当てている法定機関は存在しません。子どもを含む全国民のための人権機関があるのはいまだ北アイルランドだけです。
子どものためにこうした組織を設置したら、高齢者、障害者、女性などはどうするのか。	すべての人にとって人権の促進や保護のための独立した国家機関が必要です。他のグループにはすでに差別と戦い、利益や権利を促進する法定機関があります。機会均等委員会、人種平等委員会、新しい障害者権利委員会です。子ども以外の人々には選挙権があり、子どもと比べて政治的なプロセスに参加することがずっと容易で、法制度へのアクセスも子どもより簡単です。
ほとんどの子どもの利益は、両親や今あるサービスによって適切に守られている。新しい機関が必要だとしたら、それは特に必要としている子どもに対象を限定するべき。	人権はすべての人に当てはまります。現在の法律、政策、実践が様々なかたちで子どもに関わっていますが、そこから漏れている子どもがいます。権利条約でカバーされているすべての権利を十分に享受している子どもはごく少数です。問題のある子どもだけを取り出して焦点を当てるのでは、コミッショナーは予防的な政策を通じて広範囲の問題を解決することはできないでしょう。コミッショナーはすべての子どもの状況を監視できるようにする必要があります。子どものために縦割り行政を見直す目的は、子どものあらゆるニーズに対応することにあります。一定の状況にある子どもだけを扱う人権機関では、断片化した社会政策を改善するどころか、悪化させることにつながりかねません。
子どもには権利ではなくニーズがある。	英国政府を含む国際社会において、すべての人間に人権があるという合意があります。政府は人権を尊重することが法的に義務付けられています。我々は単に福祉や慈善を子どもに拡大するという段階を超えた。もちろん子どもにはニーズがありますが、ニーズに対して権利の観点からアプローチしなければ、すべての子どものすべてのニーズを満たすという非差別的な進歩を遂げることはできません。

(資料) Newell, Peter [2000] . Taking Children Seriously: a Proposal for a Children's Rights Commissioner

国内人権機関設置の経緯 《韓国》

申蕙秀「韓国国家人権委員会－独立性を確保するための市民社会の苦闘」国際人権ひろば No.172(2023年11月発行号)より

1993年 人権弁護士や市民社会組織のリーダーが、政府に設立を要求

1998年 「人権法」草案に対し、国内人権機関設立を推進する約30の市民社会組織による「共同行動委員会」が、**1999年「正しい国内人権機関実現のための民間団体共同対策委員会」と改称、参加組織が約70に増加。**法案を阻止するため、人権活動家34人が、民主化運動の中心地明洞聖堂の前でハンスト。

共同対策委員会による緊急会議、市民社会によるオーストラリアの専門家を招いた公開討論などを経て、**2001年4月に国家人権委員会法成立、11月に設立**

その後、政府による人権委員会を弱体化しようとする動き（独立性を損なおうとする試み、人員削減など）に対し、**国際人権コミュニティからの警告、メディアでの報道などで阻止。**

2016年によくやくパリ原則に適合しているとの認定